## 不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

平成20年9月1日作成

処分の概要	公文書の閲覧または視聴の中止または禁止
条例等名	函館市情報公開条例施行規則
根 拠 条 項	第7条
条 例 等 の 定 め (事務の内容)	公文書の閲覧または視聴をする者が当該公文書を汚損し,または破損するおそれがあると認めるとき,または職員の指示に従わないときは,当該 閲覧または視聴を中止させ,または禁止することができる。
処 分 基 準	上記のとおり
申 請 先	函館市総務部文書法制課 (電話 21-3649)
備考	